

活動実施報告書

日時 2024年5月14日(火) 15:30~17:00

場所 那覇市役所/那覇市保健所

□活動内容

がんの治療による外見の変化をケアするアピランス事業にかかる申請項目や患者に負担がかからない申請方法を提言するための調査研究。

□活動目的

がん患者へのアピランスケアは外見の変化による苦痛を軽減し、患者が自分らしく社会生活を送り、且つがん治療を前向きに受けられるよう支援する為。

□成果

がん患者アピランスケア事業申請書については、実施している県内他自治体の申請書を確認すると県立病院医療機関のがん相談支援センターでがん相談を行っているかを問うチェック欄と直近の相談日を記入する欄が設定されている。離島住民においては、沖縄本島で県立病院以外の専門的がん医療機関で治療を行うケースもあることから、申請のためだけにさらに県立病院を受診するのは負担になっている現状がある。

那覇市保健所を訪ね職員へのヒアリング、申請書項目を確認し市議会で取り上げ課題解決を提案。令和6年度6月議会一般質問の内容。「がん患者へのアピランスケア支援事業について。8月からということではございましたけれども、実際に予算は上がっておりますので、可決後は要綱等チェックを終わって、できるのであれば待たずに進めていただきたいなという思いと、先ほど、県の要綱で補助を活用するには6カ所の県立病院のいずれかで相談を受けなさいという県の要綱があるということであった。アピランス支援事業を受けるのは女性の方が多いと思うが、女性特有のがんに関する専門のお医者さんはいない。検診等で何らかの心配があったときには、沖縄本島の大きな病院、これが県立病院なのか、また、県立病院でなくても、がん専門医があり、そこで治療を受けるケースがある。そういったときに、2万円上限の助成を申請するためにわざわざ県立病院を再度受診しなければならず患者に負担がかかる。」と指摘し改善を求めた。



No. 0042257

請求明細書

B I L L

株式会社 G・R・H 2nd

登録番号 T6290001083803

グリーンリッチホテル那覇

〒900-0032 沖縄県那覇市松山町2丁目15-1

TEL:098-863-2400 FAX:098-863-1600

客室番号 ROOM No.	349	泊数 NTS	1	ご到着日 AR. DATE	24/05/14	ご出発日 DP. DATE	24/05/15
お名前 NAME	平良 秀之						様

日付 DATE	客室番号 ROOM No.	摘要 EXPLANATION	数量 Q'TY	料 金 CHARGES
24/05/14	349	室料 (room charge) 【楽天】ポイント・サービスクーポン 現金/Cash —御利用額— —消費税(10%)— —その他金額— —現金支払額—	1	3,500 (500) (3,000) 3,500 (318) (500) (3,000)
				御請求金額
				税率10%

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

ご署名

No. 0042257

領 収 証

R E C E I P T

株式会社 G・R・H 2nd

登録番号 T6290001083803

発行日付 2024年5月15日

お名前 NAME	平良 秀之	様
領収金額	¥3,000	

収入
印紙

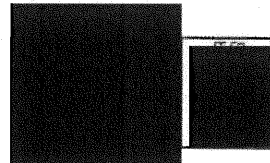
但 宿泊料金として

上記正に領収いたしました

グリーンリッチホテル那覇

〒900-0032 沖縄県那覇市松山町2丁目15-1

TEL : 098-863-2400 FAX : 098-863-1600



領収書

WEB d17bd6efba-TTD81-161622-0-1100

表示日 2024年05月21日(火)

平良秀之

様

金額

¥21,880- (税込)

クレジット支払い

(消費税10%対象 ¥21,880- (税込))

航空券番号

[REDACTED]

照会番号

[REDACTED]

但し

運賃および税金・料金等

航空券発行日

2024年04月29日(月)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB d17bd6efba-TTD81-161622-0-1100

表示日 2024年05月21日(火)

ご搭乗者名/照会番号

タイラ ヒデユキ様

[REDACTED]

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2024年05月14日(火)	ANA1762	石垣 - 沖縄(那覇)	普通席	アイきっぷ	¥10,940-	2024年04月29日(月)
2024年05月15日(水)	ANA1771	沖縄(那覇) - 石垣	普通席	アイきっぷ	¥10,940-	2024年04月29日(月)
					合計金額	
						¥21,880-

表

保健所各課のご案内

担当課 (電話番号)	担当業務
保健総務課 (098-853-7964) 健康増進課 (098-853-7961)	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理 結核・感染症の予防、まん延防止 性感染症の相談・検査 健康づくり事業 成人検診、各種がん検診 栄養指導 給食施設の届出 食育推進 予防接種 難病患者に対する支援 精神保健相談 乳幼児健診、発達相談 未熟児養育医療、小児慢性特定疾患医療の給付 親子(母子)手帳 特定不妊治療
地域保健課 (098-853-7962)	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の開設許可、監視指導 医薬品販売業等の許可、監視指導 医療従事者免許の受付、交付 毒物劇物販売業の登録 飲食店・食品製造業等の営業許可、監視指導 食中毒の予防 旅館・興行場・公衆浴場の営業許可、監視指導 理容所・美容所・クリーニング所の開設届の受理、監視指導 専用水道・貯水槽水道等の衛生指導
生活衛生課 (098-853-7963)	

11:00
11:20

那覇市がん患者アピアランスケア事業

がんの治療に伴う経済的負担や心理的不安を軽減し、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を送ることができるよう、ウィッグや乳房補整下着等補整具購入費の一部を助成します。

対象者

★申請時に那覇市民であること ※年齢、性別は問いません。

申請要件

- ★がんと診断されその治療を受けた又は現在受けている者
- ★助成を受けようとする補整具について、県内の他市町村や民間保険等で補助を受けていないこと。
- ★地域のがん相談支援センターで相談を受けた者
 - ※対面・電話いずれでも可
 - ※相談が難しい場合は、健康増進課 (098-853-7961) にご相談ください。

助成対象品及び助成額(上限額)

- ★**頭部補整具 助成1回につき2万円**
(全頭用・部分用もいずれも可。医療用でなくとも可。頭皮保護用ネットは、ウィッグ本体と同時に申請なら可。頭皮用ネットの単体申請は不可。)
- ★**乳房補整具(左・右) 助成1回につきそれぞれ2万円**
(術後の交換部分を補償する補整下着 [パッドと下着が一体になったもの] 補整パッド、人工乳房。[補整パッドを固定させるための市販の下着も、補整パッドや人工乳房と同時に申請なら可])
- ※購入額と上限額を比較して低い方の額となります。
- ※**令和6年4月1日～令和7年3月31日の購入分が対象**
(対象外経費)

リンズやブラジ等のケア用品や付属品、レンタル料、自主制作に要した経費、証明書等の発行手数料、購入に係る郵送費等

申請回数

各種(頭部・乳房(左・右))1人あたり1回

※同じ目的の用具を複数購入し、まとめて一回で申請は可能

- (例) 夏・冬用として2個のウィッグを購入し申請する。
(9,900円×1個+11,000円×1個=20,900円)
- ※20,900円 - 20,000円(上限額) = 900円(自己負担額)

申請期間

★令和6年4月1日～令和7年3月15日

※令和7年3月15日以降の申請になる場合は、健康増進課にお問い合わせください。

提出書類

- ①がん患者アピアランスケア事業申請書(様式第1号)
 - ②現住所及び生年月日が確認できる身分証の写し(免許証等)
 - ③治療を受けていた(受けている)ことが分かる証明書(診療明細書等)
 - ④補整具購入の領収書(原本)
 - ⑤預金通帳(申請者名義のもの)
 - ⑥その他市長が求める書類
- (注) 領収書等に必要な記載事項がありますので、領収書を発行依頼する前に必ずご確認ください。

[あて名、購入日、品目(乳房補整具の場合は左右の別)金額等]

申請に関する詳細は、

那覇市ホームページをご確認ください。



(検索方法)

那覇市公式ホームページ

ホームページ中段あたりの検索キーワード入力箇所
“アピアランス”と入力して検索

“ウィッグ・乳房補整具購入費助成制度”をクリック

那覇市がん患者アピアランスケア事業申請に関する情報を確認することができます。

がん相談支援センター

★がん治療や療養に伴う疑問や不安のほか、日常生活や補整具を購入する際の相談等、看護師やソーシャルワーカー(社会福祉士)などの相談員がお話を伺いアドバイスしていただけます。

日中、窓口に行くことができない等、対面相談が難しい場合は、お電話でも相談を受け付けています。

※相談内容がご本人の了解なしに、担当医をはじめ他者に知られることはありません。
安心してご相談ください。

◇琉球大学病院 ☎098-895-1507(直通)

対応日時: 月～金曜日 9時～16時 30分

◇沖縄県立中部病院 ☎098-973-4111

(内線 3232)

対応日時: 月～金曜日 9時～17時

◇那覇市立病院 ☎098-884-5111

(内線 127)

対応日時: 月～金曜日 9時～17時

◇北部地区医師会病院 ☎0980-54-1111(代表)

対応日時: 月～金曜日 9時～17時

◇沖縄県立宮古病院 ☎0980-72-3151(代表)

対応日時: 月～金曜日 9時～17時

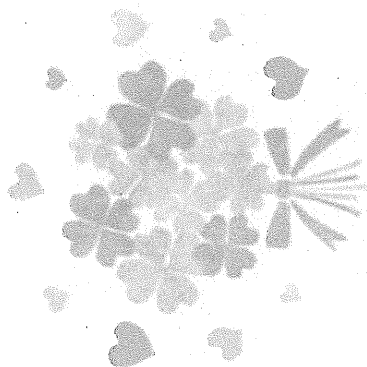
◇沖縄県立八重山病院 ☎0980-87-5557(代表)

対応日時: 月～金曜日 9時～16時

※その他、ご不明な点がございましたら、健康増進課までお問い合わせください。(098-853-7961)

那 覇 市

がん患者ピアランスケア事業
(概要・申請方法など)



那覇市保健所 健康増進課

〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

電話：098-853-7961

FAX：098-853-7965

那覇市HPアドレス

<https://www.city.naha.okinawa.jp>





暮らし・手続き / 子育て・教育 / 福祉・健康 / 施設案内 / 行政情報 / 産業・ビジネス / 観光

トップページ > 那覇市保健所 > 健診・検診 > ウィッグ・乳房補整具購入費助成制度

ウィッグ・乳房補整具購入費助成制度

更新日：2024年5月8日

がん患者アピアランスケア事業について

本市では、令和6年4月1日より「がん患者アピアランスケア事業」を開始しました。

アピアランスケアとは、がん治療による外見の変化をやわらげるケアのことで、がん患者の皆さまの療養生活や社会参加を応援するため、ウィッグや乳房補整具の購入費用の一部を助成（上限2万円）します。

※令和6年4月1日以降に購入された補整具が対象となります。

[\(助成対象者/助成対象品/申請期間/助成金額/助成回数/提出書類/領収書の記載事項/申請書/交付までの流れ\)](#)

助成対象者

以下のすべての項目に該当する者

1. 助成金の交付申請日において、本市に住所を有する者
2. がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者であって、当該治療による外見変貌を補完する補整具を必要とする者
3. 申請を行う補整具に対して、他の助成等を受けていないこと
4. 過去に沖縄県内のがん患者アピアランスケア支援事業の助成金の交付を受けていないこと
5. 次の医療機関にあるがん相談支援センターのがん相談支援を受けていること

琉球大学病院 TEL：098-895-1507（平日9：00～16：30）

那覇市立病院 TEL：098-884-5111（平日9：00～17：00）

沖縄県立中部病院 TEL：098-973-4111（平日9：00～17：00）

北部地区医師会病院 TEL：0980-54-1111（平日9：00～17：00）

沖縄県立宮古病院 TEL：0980-72-3151（平日9：00～17：00）

沖縄県立八重山病院 TEL：0980-87-5557（平日9：00～16：00）

※がん相談支援センターへ相談した日付は記録しててください。申請書へ記載が必要になります。

※がん相談支援センターへの相談が難しい方は健康増進課へお問合せください。

助成対象品

頭髪補整具：がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ

乳房補正具：外科的治療等による乳房の変化に対応するための補整下着又はシリコンパッド等

※ウィッグについて、装着に必要な頭皮保護用のネットはウィッグ本体と同時に申請する場合は補助対象です。

※付属品、ケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）、購入のために要した交通費や郵送費などは対象外です。

令和6年度 申請期間

令和6年度中に購入された補整具の申請期間は以下のとおりになります。

令和6年4月1日～令和7年3月15日

※3月15日以降に補整具を購入された等、申請が3月15日を越えてしまう場合はご相談ください。

助成金額

対象者1人につき、補整具ごとに次の金額が限度となります。

ウィッグ(装着に必要な頭皮保護用のネットを含む) 2万円

乳房補正具の助成補助額(1人1回) 2万円

補整下着等の胸部補整具(左側) 2万円
補整下着等の胸部補整具(右側) 2万円

助成回数

1人につき頭髪補整具、乳房補整具（左右乳房ごと）それぞれ1回限りとなります。

申請書 (PDF: 338KB)

[がん患者アピアランスケア事業申請書 \(PDF: 338KB\)](#)

提出書類

- 申請書
- 現住所及び生年月日が確認できる身分証の写し（運転免許証など）
- がん治療をしていることが分かる書類（診療明細書の写しや入院計画書の写しなど）
- 補整具の購入に係る領収書（原本必須）
- 振込先金融機関の通帳の写し
- その他、市が求める書類（成年後見人が申請する場合の登記事項証明など）

※領収書の記載事項について

購入者の宛名
購入日
品目（商品内訳あり（乳房補正具については「左側」「右側」の別も記載）
購入金額
販売元の法人名（社名）及び販売元の代表者名（個人事業の場合は氏名）
販売元の代表者印（個人事業の場合は氏名）

※提出書類について、領収書は原本必須となります。

申請から助成金交付までの流れ

1. 那覇市の指定するがん相談支援センターへ相談

申請前であれば、補整具購入後に相談でも構いません。

また、がん相談支援センターへの相談が難しい方は健康増進課へお問合せください。

2. 補正具の購入

購入時には必ず領収書を受け取り保管してください。

ウィッグ、乳房補整具等、複数購入した場合は、まとめて申請してください。

なお、その場合はいずれの補正具も申請期限内である必要があります。

3. 申請

必要書類を揃え申請してください。

4. 支給に関する通知

支給にかかる通知書が届きます。（支給決定通知には支給額、支給予定日が記載されています。）

5. 振込

申請のあった口座に助成金が振込まれます。

[ページの先頭へ戻る](#)

お問い合わせ

健康部 健康増進課 健診グループ

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号

電話：098-853-7961

ファクス：098-853-7965

活動実施報告書

日時 2024年6月27日(木) 14:00~16:30

場所 那覇市議会 公明党那覇市議会 会派室

□活動内容

子ども医療についての意見交換。医療のICT化を積極的に取り組むことで離島医療や子育て世帯への負担軽減につながる。医療機関の休診日や診療時間外における当該医師、看護師による民間が運営するオンラインアプリを活用した健康相談、診療ができる医療連携の構築についての調査研究を行う。

□活動目的

議会での提案として民間が運営するキッズドクターアプリの活用で子育て世帯の支援をすることを目的とした。現在は核家族化が進み、子どもが急に体調を崩したときに周りに相談できる大人がいないことで不安が大きい。また、夜間救急での診療や消防へ救急車を依頼した場合、軽症のケースもあり本来優先すべく重症者への医療提供に影響を及ぼすことがある。

離島の地域医療の在り方を考えたときオンラインを活用したキッズドクターアプリでの健康相談や診療は有効であり更なる可能性を探り那覇市議団と意見交換を深め調査した。

□成果

救急車の出動や限られた地域医療資源を守るためにも適切な医療の活用が求められる。子育てしている保護者においても自宅にしながらアプリを活用して子どもの症状や状況を動画や写メでのやり取りを通して医療従事者や医師からアドバイスを受けられることは安心につながる。オンラインアプリを通して医師より地元医療機関で受診が必要な場合もあり、地元医師会や医療機関との連携構築も求められる。

本市においては公式lineの中にキッズドクターアプリを入れ広く市民に説明がなされている。またアプリより医療従事者から定期的に健康アドバイスや予防についての情報も発信され市民の健康づくりに役立ててほしい。

今後求められることは市民だけでなく観光で訪れる家族連れに対しても医療提供で安心した滞在につながってほしいとの思いがある。子どもの急な体調不良や怪我等に対しても地元の限られた医療資源をすみ分けて適切に活用することでより重症の患者を受け入れ命を守ることにつながると思われる。

今回、那覇市議団と意見交換を行うことで観光医療への視点と地元住民の医療を守るための観点から有意義な話し合いを持つことができた。

領収書

WEB c7a837d278-00000-114629-0-1100

表示日 2025年03月24日(月)

平良 秀之

様

金額

¥21,880- (税込)

クレジット支払い

(消費税10%対象 ¥21,880- (税込))

航空券番号

照会番号

但し

運賃および税金・料金等

航空券発行日

2024年06月24日(月)

上記、正に領収いたしました。

※半額申請(¥10,940)

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB c7a837d278-00000-114629-0-1100

表示日 2025年03月24日(月)

ご搭乗者名/照会番号

タイラ ヒデユキ様

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2024年06月27日(木)	ANA1768	石垣 - 沖縄(那覇)	普通席	アイきっぷ	¥10,940-	2024年06月24日(月)
2024年06月29日(土)	ANA2443	沖縄(那覇) - 石垣	普通席	アイきっぷ	¥10,940-	2024年06月24日(月)

合計金額

¥21,880-

取引明細表

No.000000000 精-01 24/06/27 16:07

登録番号: T5360001019412

ご利用期間 2024/06/27~2024/06/29

ご利用日 2024/06/27

[予約]

部屋番号 348

タイラ ヒデユキ 様

ご請求額 7,296円

◆ご利用明細◆

男性キャビン	3,600円
男性キャビン	4,080円
ポイント	-384円
10% 対象 税込合計	7,680円
10%消費税額	698円
合計	7,296円

「※」は軽減税率対象商品
ごゆっくりお過ごしください

※1泊 ¥3,600 のみ申請

活動実施報告書

日時 2024年11月23日(土) 13:30~16:30

場所 沖縄県総合福祉センター502

□活動内容

共同親権シンポジウム

「沖縄から子どもの目線で考える共同親権シンポジウム」に参加し共同親権について学ぶため。

□活動目的

共同親権における子どもの利益とは何かを学ぶことを目的とし

- ① 子どもの権利について ②共同親権共同養育について ③施行後の行政のこれからの対応について ④意見交換を中心に民法を学ぶ

□成果

共同親権が導入されることにより何がどのように変わるのか。

1. 決定権の共有

両親は子どもの教育や医療、住居などに関する重要な決定を共同で行う必要がある。これまで一方の親だけで決定権を持っていた場合でも、今後は両親が協議して意思決定を行う。

2. 子どもとの面会権の確保

共同親権のもとでは、離婚後も両親が平等に子どもとの接触を持つことが可能になる。親が別居しても、子どもと親の関係が途切れにくくなるため、子どもの福祉にとって良い影響が期待できる。

3. 子どもの利益優先

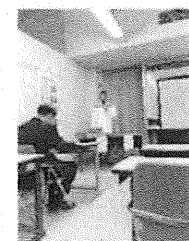
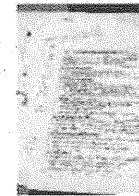
共同親権制度は、子どもの福祉を最優先にするという考え方に基づいている。親が別居しても、子どもにとってどちらの親とも良好な関係を維持できるよう両親が協力し合うことが求められる。

4. 親の協力の重要性

共同親権を実現するためには、親同士の協力が不可欠である。もし、両親が意見の対立を解消できない場合や協力が難しい場合、裁判所が介入し最終的な決定を行う。

5. 法的な枠組みの整備

共同親権が導入されることで、新たに法的な枠組みが整備される必要がある。親の責任を明確にし、紛争が起きた際には、解決方法やルールがさだめられることになる。研修で学んだことを踏まえ一般質問を行った。



領収書

WEB 6c31bafa98-00000-123410-0-1100

表示日 2025年03月24日(月)

平良秀之

様

金額

¥21,880- (税込)

クレジット支払い

(消費税10%対象 ¥21,880- (税込))

航空券番号

照会番号

但し

運賃および税金・料金等

航空券発行日

2024年11月18日(月)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 6c31bafa98-00000-123410-0-1100

表示日 2025年03月24日(月)

ご搭乗者名/照会番号

タイラ ヒデユキ様

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2024年11月23日(土)	ANA1768	石垣 - 沖縄(那覇)	普通席	アイきっぷ	¥10,940-	2024年11月18日(月)
2024年11月23日(土)	ANA1781	沖縄(那覇) - 石垣	普通席	アイきっぷ	¥10,940-	2024年11月18日(月)
合計金額					¥21,880-	

沖縄から子ども目線で 考える 共同親権 シンポジウム



～共同親権における子どもの利益とは何か～
子どもたちの笑顔を作るために私たち大人がすること

参加費

無料

定員40名

日時

11月23日(土)13:30-16:30

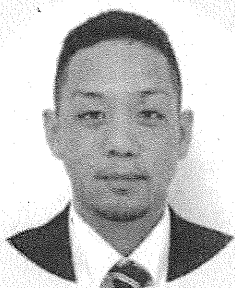
場所

沖縄県総合福祉センター 502

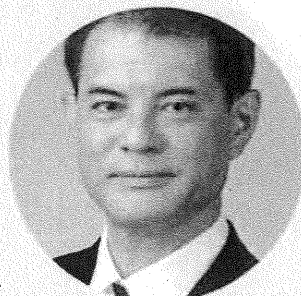
沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373-1

主催

ハイビスカスの会



講師 新城 永人



講師 柴山 昌彦

テーマ

- ・子どもの権利について
- ・共同親権共同養育について
- ・施行後の行政のこれからの対応について
- ・意見交換

ハイビスカスの会 代表

出身：沖縄県石垣市

2022年6月に沖縄県で
共同親権共同養育への法改正を
目指しハイビスカスの会を立ち
上げる。親子の悩み、子供の悩
みまた家族の悩み等の相談役と
して会を牽引し、現在は共同親
権の勉強会を開催して講師とし
て勤めている

共同養育議員連盟 会長

衆議院議員

歴任：国会議員8期目

外務大臣政務官
総務副大臣
衆議院議員内閣常任委員長
内閣総理大臣補佐官
文部科学大臣
自由民主党政務調査会会長代理
自由民主党幹事長代理

お申し込み

080-2745-2266

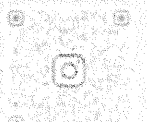
hibiscus2022.o@gmail.com



HP



X



Instagram



民法等の一部を改正する法律の概要

令和6年5月
法務省民事局

【背景・課題】

- ・ 父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響、子の養育の在り方の多様化
- ・ 現状では養育費・親子交流は取決率も履行率も低調
- ・ 離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要

【検討の経過】

- 令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問
 - 令和6年2月 法制審議会から法務大臣に答申
 - 令和6年3月 法律案閣議決定
 - 令和6年5月 成立・公布
- ⇒ 公布から2年以内に施行予定

第1 親の責務等に関する規律を新設

- 婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化 民法817の12
(子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力すること等)
- 親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化 民法818等

第2 親権・監護等に関する規律の見直し

- 離婚後の親権者に関する規律を見直し 民法819等
 - 協議離婚の際は、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定することができる。
 - 協議が調わない場合、裁判所は、子の利益の観点から、父母双方又は一方を親権者と指定する。
⇒ 父母双方を親権者とするなどで子の利益を害する場合には単独親権としなければならない。
例：子への虐待のおそれがあるケース ※ 虐待やDVは身体的なものに限らない。
DVのおそれや協議が調わない理由その他の事情を考慮し、親権の共同行使が困難なケース
 - 親権者変更にあたって協議の経過を考慮することを明確化 ※ 不適正な合意がされたケースにも対応
- 婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備 民法824の2等
 - 父母双方が親権者であるときは共同行使することとしつつ、親権の単独行使が可能な場合を明確化
 - ・ 子の利益のため急迫の事情があるとき (DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等)
 - ・ 監護及び教育に関する日常の行為 (子の身の回りの世話等)
 - 父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設
- 監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務に関する規律を整備 民法766、824の3等

第3 養育費の履行確保に向けた見直し

- 養育費債権に優先権（先取特権）を付与（債務主義がなくとも差押え可能に） 民法306、308の2等
- 法定養育費制度を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に） 民法766の3等
- 執行手続の負担軽減策（ワンストップ化）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備 民執法167の17、人訴法34の3、家手法152の2等

第4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- 審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律を整備 人訴法34の4、家手法152の3等
- 婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備 民法817の13等
- 父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関する規律を整備 民法766の2等

第5 その他の見直し

- 養子縁組後の親権者に関する規律の明確化、養子縁組の代諾等に関する規律を整備 民法797、818等
- 財産分与の請求期間を2年から5年に伸長、考慮要素を明確化 民法768等
(婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則2分の1ずつに)
- 夫婦間契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し 民法754、770

活動実施報告書

日時 2025年3月28日（金）10:30～11:00

場所 文科省

□活動内容

特別支援学校の修学旅行補助に「へき地児童生徒援助費等補助金」適用を求め
る要望を文部科学大臣政務官に要請するため。

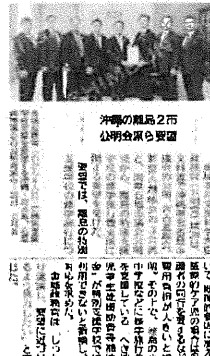
□活動目的

特別支援学校の修学旅行において医療的ケアが必要な児童への保護者付き添い
において負担軽減支援となる「就学奨励費補助金」があり、保護者の所得によ
る段階的な支援になっている。一方、離島児童を支援する「へき地児童生徒援
助費等補助金」は保護者の所得制限がなく支援が可能となっている為、特別支
援学校児童生徒並びに保護者の負担軽減を図るための要請。

□成果

修学旅行費については「へき地児童生徒援助費等補助金」が特別支援学校では
へき地児童生徒援助費等補助金が活用され国からの補助率は二分の一です
が、宮古島市・石垣市は「高度へき地」のため修学旅行費に対し三分の二の補
助を行っている。しかし、へき地法により特別支援学校は一貫校のため除外さ
れており「へき地児童生徒援助費等補助金」の活用ができない。そのため特別
支援学校の修学旅行費には「就学奨励費補助金」が活用されている。しかし、
「就学奨励費補助金」は保護者の所得によって補助率が三段階に区分されてお
り全額補助、半額補助、補助なし。医療的ケア児を抱える保護者は修学旅行に
同行しなければならないため負担が生じている現状がある。一方、「へき地児
童生徒援助費等補助金」は保護者の所得制限はない。したがって高度へき地で
ある石垣市・宮古島市の特別支援学校の修学旅行に対して「へき地児童生徒援
助費等補助金」が活用できるよう要望した。
今後の推移を確認し離島で生活する特別支援学校生徒並びに保護者の負担軽減
を図っていく。

修学旅行費の支援必要
特別支援学校
へき地補助金の対象に



令和7年3月28日

文部科学大臣政務官 金城 泰邦 殿

宮古島市議会公明会派
宮古島市議会宮古進政会派
宮古島市議会新宮古創成会会派
石垣市議会公明会派

特別支援学校にへき地児童生徒援助費等補助金を求める要望

平素より宮古島市・石垣市の教育発展に対し、多大なご尽力を賜り感謝申し上げます。昨今の世界情勢により、我が国においてもエネルギーや原材料価格の高騰による国民生活への影響が続いております。また天候不良による作物の記録的な不作の影響で野菜等の価格も高騰し、お米に至っては価格がこの1年で2倍以上になっており、今後も国民生活へ更なる影響が出ることは確実なものとなっております。

宮古島市・石垣市は沖縄県内の平均所得を大きく下回っている状況にも関わらず、離島という地理的要因により、物流への輸送費がかかってくるため、更にガソリンや物品の価格が高額になることが市民生活に大きな影響をおよぼしております。

教育現場においても、各種スポーツ・文化芸術の大会参加に伴い、航空船舶を利用するため派遣費が保護者の大きな負担になっているのが現状です。修学旅行費については、「へき地児童生徒援助費等補助金」を活用され、国からの補助率は2分の1ですが、宮古島市・石垣市は「高度へき地」のため、修学旅行費に対し3分の2の補助(過去3ヵ年の財政力指数0.4未満の市町村のため)を行っております。しかし、へき地法により特別支援学校は一貫校のため除外されておりますので「へき地児童生徒援助費等補助金」が活用できません。そのため特別支援学校の修学旅行費には「就学奨励費補助金」が活用されております。しかし、この「就学奨励費補助金」は保護者の所得によって補助率が3段階に区別されております。第1段階全額補助、第2段階半額補助、第3段階は補助なし。また医療的ケア児を抱える親御さんは修学旅行に同行しなければならないため、必然的に修学旅行費が2人分と高額になります。特別支援学校の修学旅行は2～3年に1回のため、親御さんは無理してでも行かせてあげたいと思うが、大変厳しいと話しておりました。しかしながら「へき地児童生徒援助費等補助金」は保護者の所得制限はありません。同じ島に住んでいて児童生徒の教育に差が生じてはいけないと思います。高度なへき地である、宮古島市・石垣市の特別支援学校の修学旅行に対して、「へき地児童生徒援助費等補助金」が活用できるよう要望致します。

記

1. 高度へき地である離島の特別支援学校の修学旅行費において「へき地児童生徒援助費等補助金」が活用できるようにすること。
2. 高度へき地の離島の特別支援学校に対し、公立校と同等に施策(学校給食費等)を行うこと。

以上